

特定非営利活動法人SIDS家族の会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は特定非営利活動法人SIDS家族の会と称する。

この法人の英語表記はSIDS Family Association Japan とする。

(注) SIDS = Sudden Infant Death Syndrome (乳幼児突然死症候群)

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区本町 1-24-11 A 棟 203 号室に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、(1)周産期の病気等でこどもを突然亡くした家族への精神的援助(2)睡眠時のこどもの突然死に関する知識の普及(3)睡眠時のこどもの突然死に関する研究活動への協力、に関する事業を行うことにより、こどもとその家族の健康、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ビフレンダー (ビフレンダーとは英語の Befriender(to be a friend)に由来し、愛するものを失った悲しみの渦中にある家族に対して同じ経験を持つ立場からその精神的回復過程での支援を行う、この法人の活動を推進する中心的存在であるボランティアグループの人々をさす。ただし専門的なカウンセラーではないことから、医学的な支援等が必要な場合はアドバイザー (カウンセラーや医師などの専門的な職業にある方) を紹介することとしている。) を育成する研修事業
- (2) ビフレンダーによる電話相談や家族同士のミーティングの開催及びアドバイザーの紹介等、子どもを亡くした家族に対する精神的支援事業
- (3) SIDS等に関する会報、小冊子、絵本等の発行事業
- (4) SIDS等に関する講演会等の企画運営事業
- (5) SIDS等に関する調査研究事業
- (6) 海外のSIDS家族の会を含む他団体等との連携に関する事業

(7) その他この法人の目的達成のために必要な活動

第3章 会員

第6条 (種別)

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助する団体

第7条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (会費)

会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は団体が消滅したとき。
- (3) 会費の納入期限を半年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員等

第12条（種別及び定数）

この法人には次の役員を置くものとする。

- (1) 理事 5名以上9名以下
 - (2) 監事 1名以上2名以下
3. 理事のうち、理事長を1名、副理事長を2名選出する。

第13条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2. 理事長、副理事長は理事の互選とする。
- 3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

第14条（職務）

理事長はこの法人を代表し、活動を統括する。また、日常の軽易な業務は理事長の専決事項とし、これを理事会で報告する。

- 2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要ある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第15条（任期等）

役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員等の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その最低限の定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第18条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19条（委員会）

この法人の業務を執行するため、理事会は各種の委員会を設置する。

2. 各委員会を統括する代表1名、及び各委員会のメンバーは、理事会が任免する。
3. 委員会の職務は理事会が別に定める。
4. 委員会活動の費用はこの法人が弁償するものとし、各委員会は事業計画及び収支予算に従って活動する。

第20条（職員）

この法人の活動のために、職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は以下の事項について議決する。

- （1）定款の変更
- （2）解散
- （3）合併

- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の定め
- (8) 借入金（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定数に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 3. 総会の議決内容については会報に掲載し、会員に周知する。

第6章 理事会

第31条（構成）

理事会は理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面による招集請求があつたとき。

第34条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合にその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第36条（理事会の議決）

- 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第37条（理事会の表決権等）

- 各理事の表決権は、平等なものとする。
2. やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 3. 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（理事会の議事録）

- 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条（構成）

- この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

第40条（区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第41条（管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条（事業報告書及び決算）

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第52条（解散）

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち理事会において議決したものに譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	福井ステファニー
副理事長	藤巻慎一
理事	大崎茂子
同	菅家裕
同	渡辺篤
同	大川佳子
同	長岡純
同	池松美佐子
同	若林由紀子
同	田上克男
監事	江藤圭子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年10月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条第1項の規定にかかわらず、平成15年7月31日までとする。
5. この法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、以下の定めとする。

正会員	3000円
賛助会員	一口5万円